

千葉大学医学系総合研究棟内施設の貸付けに関する申合せ

(趣旨)

第1条 千葉大学大学院医学研究院（以下「本院」という。）が利用していない時間帯における施設の有効利用と運営費の増加及び財源の多様化を図るとともに、教育・研究・文化の振興に資するため、国立大学法人千葉大学不動産貸付要項（以下「貸付要項」という。）第14条の規定に基づき、本院における千葉大学医学系総合研究棟内の施設（以下「施設等」という。）の貸付けに関する取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 貸付け可能な施設等は別に定める。

(貸付け可能な範囲)

第3条 施設等の貸付けは、貸付要項第3条に規定する貸付けを認める範囲に該当する場合に限り行うことができる。

(貸付けの申請等)

第4条 前条に該当するものとして施設等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸付要項第6条第1項第二号の不動産一時貸付願（以下「一時貸付願」という。）に必要事項を記載し、千葉大学大学院医学研究院長（以下「医学研究院長」という。）に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 医学研究院長は、申請内容の適切性及びその活動が宗教活動又は政治活動ではないことを確認したうえで、前条の一時貸付願を受理し、使用の可否について審査する。

2 医学研究院長は、前項の規定による審査の結果、申請を差し支えないと認めたときは、一時貸付願を資産管理役に進達する。

3 資産管理役から使用について差し支えないと認められた申請者には貸付要項第7条第3項の不動産一時貸付許可書を交付する。

(使用料の納付等)

第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として貸付要項第8条第1項に規定する使用料及び同要項第9条に規定する光熱水料を使用開始前に納付しなければならない。

(使用者の注意義務)

第7条 使用者は、この申合せ及び別に定める使用心得を遵守するとともに、施設等を適正に使用し、その保全に努めなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 使用者は、許可された目的以外で施設等を使用し、又は第三者に使用させては

ならない。

(使用時間)

第9条 使用者の施設等使用時間は、原則として本院等の休業期間を除く7時00分から22時00分とする。この場合において、7時00分から8時30分までの間及び17時00分から22時00分までの間は、千葉大学に所属する教職員が帯同する場合に限り使用可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、学外者が30名を超える活動については、原則として平日7時00分から17時00分までの間は使用不可とする。

(使用許可の取消し等)

第10条 医学研究院長は、次の各号の一に該当する場合には、使用の許可の取消又は使用の中止を資産管理役に進達することができる。

- 一 本院等が緊急に使用する必要が生じたとき。
- 二 一時貸付願に虚偽の記載があったとき。
- 三 使用者がこの申合せ、貸付要項又は使用条件に違反したとき。
- 四 その他医学系総合研究棟の管理運営上重大な支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本院等はその責を負わないものとする。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設等の使用が終わったとき又は前条の規定により施設等の使用許可を取り消され、若しくは施設等の使用を中止させられたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに医学研究院長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(駐車場の使用)

第13条 使用者は、既定の使用料を支払うことで亥鼻地区内の駐車場を利用することができる。

2 駐車場の利用にあたり、平日における事前の駐車場確保は認めない。

(雑則)

第14条 この申合せに定めるもののほか、施設等の貸付けに関し必要な事項は、貸付要項及び別に定めるところによる。

附 則

この申合せは、令和4年12月1日から実施する。

別紙第1（第2条関係）

千葉大学医学系総合研究棟内貸付対象施設一覧

別紙第2（第7条関係）

千葉大学医学系総合研究棟内施設使用心得